

京都市告示第137号

無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の指定管理者である植彌加藤造園株式会社から、京都市無鄰菴等条例第4条ただし書の規定に基づき、無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の臨時閉館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年4月22日

京都市長 松井 孝治

1 閉館の理由

施設内の庭園整備、修繕作業及び設備点検を実施するため。

2 臨時に閉館する日

(1) 無鄰菴

令和6年 6月11日 (火)

令和6年 7月10日 (水)

令和6年 8月 8日 (木)

令和6年 9月 9日 (月)

令和6年12月10日 (火)

令和7年 1月 8日 (水)

令和7年 2月 6日 (木)

(2) 岩倉具視幽棲旧宅

令和6年 6月11日(火)

令和6年 8月 8日(木)

令和6年 9月 9日(月)

令和6年12月10日(火)

令和7年 2月 6日(木)

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)